

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成23年5月26日

分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局
伊江農業水利事業所長 谷口 浩二

1 工事概要

- (1) 工事名 平成23年度 伊江農業水利事業
伊江地下ダム西工区ヤード造成工事
- (2) 工事場所 沖縄県国頭郡伊江村字東江上地内
- (3) 工事内容 本工事は、国営伊江土地改良事業計画の主要水源である伊江地下ダムを建設するため、伊江地下ダム工事に先立ち、そのヤード造成を行うものである。
施工ヤード造成工 L=191.7m、掘削土量 12,000m³
- (4) 工期 平成23年7月～平成23年11月 128日間
- (5) 使用する主要な資機材
ブルーシート(＃3000)約13,800m²、土のう(UV対策型)約3,170枚
- (6) 本工事は、提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (7) 本工事は、複数の者による適正な競争性を確保するため、参加資格確認申請書の提出期限をもって応募者が2者未満であった場合、以降の入札手続きを中止する措置を試行する工事である。
- (8) 本工事は、競争参加者の公表を落札者決定後に行う工事であり、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (9) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (10) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出、受理用に関わる確認及び入札については、紙入札方式により行う工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄総合事務局における「農林土木工事」に係る平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格を付与されている有資格者のうち、農林土木工事「B等級」又は「C等級」に認定されている者であること。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生

手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記(3)の再認定を受けた者を除く。

- (5) 平成8年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事(4,000m³以上の掘削を含む工事)の施工実績を有すること。
また、当該実績が沖縄総合事務局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評価点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。
なお、共同企業体の構成員としての実績は、2社の場合出資比率が30%以上、3社の場合20%以上の場合のものに限る。
- (6) 施工計画が適切であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
平成8年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、上記(5)に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。
2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
ア 1級土木施工管理技士、又は1級若しくは2級建設機械施工技士の資格を有する者。
イ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))又は、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る))の資格を有する者。
監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者(平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は監理技術者講習修了証を有する者とみなす。)であること。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和60年8月6日付け総会計第642号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1の(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付19経1314号大臣官房経理課長通知)及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成22年3月31日付け府会第387号内閣府大臣官房会計課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 沖縄県伊江村内に本社(本店)、又は支店(営業所)があること。

3 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目

ア 企業評価

同規模工事の施工実績
優良工事表彰実績の有無
工事成績評定点(平均点)
地域精通度
地域への貢献、地域貢献活動への支援
手持ち工事の有無
不正又は不誠実な行為等

イ 技術者評価

配置予定技術者の資格取得後の経験年数
配置予定技術者が併せ持つ資格
同規模工事の施工経験

優良工事表彰実績
工事成績評定点（平均点）
継続教育（CPD）の取組み状況

ウ 施工計画

施工計画上考慮すべき事項についての検討の適切性

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を30点とする。

イ 「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

ウ 「加算点」の算出方法は、上記(1)の加算点の評価項目（企業評価、技術者評価、施工計画）について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値が入札参加者の「評価点数の合計値」のうち最も高い者に30点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して

求められる点数を「加算点」として与える。

エ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（簡易型）のうち施工体制確認型の試行は、予定価格の制限の範囲内で入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+施工体制評価点+加算点}/入札価格、以下「評価値」という）により行う。

オ 施工体制評価点の評価結果が低いものに対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

施工計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

但し、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適當であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

実際の施工に関しては、施工計画に記載された内容により施工し、工事完成後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、工事成績評定を未実施の評価項目ごとに点数を減ずることとする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒905-0503 沖縄県国頭郡伊江村字川平 519-14
沖縄総合事務局伊江農業水利事業所 庶務課経理係
電話 0980-50-6411

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成23年5月26日から平成23年7月5日まで（行政機関の休日は除く。）の午前9時から午後5時まで。

〒905-0503 沖縄県国頭郡伊江村字川平 519-14
沖縄総合事務局伊江農業水利事業所 庶務課経理係
電話 0980-50-6411

入札説明書の交付は無償とする。

(3) 申請書及び資料の提出

ア 提出期間

平成23年5月26日から平成23年6月8日まで(行政機関の休日は除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所

上記4(2)の交付場所と同じ

ウ 提出方法

持参により受付期間内に提出すること。郵送又はFAXによるものは、受け付けない。

(4) 入札の日時、場所

入札は、下記のとおり行う。

ア 入札日時

平成23年7月5日 午前11時00分

イ 入札場所

〒905-0503 沖縄県国頭郡伊江村字川平 519-14
沖縄総合事務局伊江農業水利事業所 庶務課経理係
電話 0980-50-6411

ウ その他

入札には、分任支出負担行為担当官から送付された競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 納付(納付額は請負代金額の10分の1以上。保管金の取扱店は日本銀行名護代理店。なお、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約にかかる契約保証金は、請負代金額の10分の3以上とする。)。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供。(保管有価証券の取扱店 日本銀行名護代理店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証。(取扱官庁 沖縄総合事務局伊江農業水利事業所)又、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書(競争参加資格認定通知後、上記4(2)より様式を配付)を記名、押印し、入札書が入った封筒と工事費内訳書を表封筒に入れ封かんの上、提出するものとする。

工事費内訳書の作成に当たっての算定基礎資料の提出を求めることがある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 契約後 V E 方式の対象工事

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約より契約を締結する予定の有無 無。

(10) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4 の(2)の交付場所と同じ。

(12) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加 上記 2 の(3)に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記 4 の(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(13) 予決令第 8 6 条に規定する調査を受けた者との契約にかかる事項のうち、前金払の金額は請負代金額の 1 0 分の 2 以内、また、契約保証金は請負代金額の 1 0 分の 3 以上とする。

(14) 違約金

本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下、「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（独占禁止法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第 6 6 条第 4 項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第 6 6 条第 4 項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 8 項又は第 2 1 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

受注者が刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 3 若しくは第 1 9 8 条又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(15) 上記 (14) の に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、上記 (14) に規定する請負代金額の 1 0 分の 1 に相当する額のほか、請負代金額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

上記 (14) の に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。

上記 (14) の に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

受注者が発注者に入札心得第 4 条の 3（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

また、受注者が上記 (14) 及び (15) の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(16) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、予決令第 8 6 条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象

工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

監督体制の強化等

ア 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年3月31日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長名）に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検をすることがある。

イ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

なお、事前通告をしないで点検をすることがある。

ウ 受注者側技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は沖縄総合事務局管内直轄工事（農林水産部工事）において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

1) 工事成績70点未満の評定を通知された者

2) 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(17) 低入札価格調査対象工事に係る対策について

ア 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日18農振第177号農村振興局整備部長名）で示す次の～段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じイ及びウに示す対策を講ずることとする。

施工確認段階

施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

イ アに示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において沖縄総合事務局管内（農林水産部発注）の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

総合評価落札方式の場合

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

ウ アに示す文書指示の回数が2回に達した場合、沖縄総合事務局管内（農林水産部）の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

【入札参加の制限の考え方】

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した沖縄総合事務局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

エ 当該対象工事の成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、イと同様の措置を講ずる。

(18) その他 詳細は入札説明書による。